

新旧対照表

財政局

(規則名称) 横浜市契約規則

現行	改正案
<p>目次</p> <p>(第1章から第6章まで省略)</p> <p>第7章 工事の請負</p> <p>第1節 (省略)</p> <p>第2節 <u>監督職員、検査職員、主任技術者等</u> (第55条―第60条)</p> <p>(第3節から第7節まで、第8章から第12章まで及び附則省略)</p> <p>(第1条から第33条まで省略)</p> <p>(契約書の作成)</p> <p>第34条 前2条の規定により契約書を作成する場合は、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金等に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質または目的により該当のない事項については、この限りでない。</p> <p>(第1号から第9号まで省略)</p> <p><u>(10) かし担保責任</u></p> <p><u>(11) 契約に関する紛争の解決方法</u></p> <p><u>(12) その他必要な事項</u></p> <p>(第35条から第37条まで省略)</p> <p>(契約保証金等の返還等)</p> <p>第38条 契約保証金等は、<u>契約履行後又は第44条の2から第47条までの規定により契約が解除された場合に返還する。</u></p> <p>2 契約保証金等は、<u>第44条の規定により契約が解除された場合は、横浜市に帰属するものとする。</u>ただし、第49条の規定により違約金を徴収したとき、契約保証金等の額が同条に規定する違約金の額を上回るときその他市長が必要があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>3 (省略)</p> <p><u>(契約の解除等)</u></p> <p><u>第44条 市長は、契約の相手方が次の各号の一に該当するときは、契約の全部または一部を解除することができる。</u></p> <p><u>(1) 履行期限までに契約を履行せず、または履</u></p>	<p>目次</p> <p>(第1章から第6章まで省略)</p> <p>第7章 工事の請負</p> <p>第1節 (省略)</p> <p>第2節 監督職員、検査職員等 (第55条―第60条)</p> <p>(第3節から第7節まで、第8章から第12章まで及び附則省略)</p> <p>(第1条から第33条まで省略)</p> <p>(契約書の作成)</p> <p>第34条 前2条の規定により契約書を作成する場合は、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金等に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質または目的により該当のない事項については、この限りでない。</p> <p>(第1号から第9号まで省略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(10) 契約に関する紛争の解決方法</u></p> <p><u>(11) その他必要な事項</u></p> <p>(第35条から第37条まで省略)</p> <p>(契約保証金等の返還等)</p> <p>第38条 契約保証金等は、<u>契約履行後又は契約の相手方の責めに帰することができない事由により契約が解除された場合に返還する。</u></p> <p>2 契約保証金等は、<u>契約の相手方の責めに帰すべき事由により契約が解除された場合は、横浜市に帰属するものとする。</u>ただし、第49条の規定により違約金を徴収したとき、契約保証金等の額が同条に規定する違約金の額を上回るときその他市長が必要があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>3 (省略)</p> <p><u>第44条から第47条まで 削除</u></p>

行の見込みがないと認められるとき。

- (2) 神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、第32条第2項第2号ア又はイに掲げる者であることが判明したとき。
- (3) 契約の相手方としての資格を欠くこととなったとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、契約の相手方又はその代理人若しくは支配人その他の使用人が法令若しくはこの規則又は契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 経営状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (6) 第46条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 市長は、前項の規定により契約を解除する場合は、書面をもって、その旨を契約の相手方に通知するものとする。ただし、契約で別の定めをしたときは、この限りでない。

第44条の2 市長は、契約の相手方が当該契約に関し第43条の2各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除する場合に準用する。

第45条 市長は、契約の履行が完了しない間は、前2条に規定する場合のほか必要があるときは、当該契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、これにより契約の相手方に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。この場合における賠償額は、市長が契約の相手方と協議して定める。

3 第44条第2項の規定は、第1項の規定により契約を解除する場合に準用する。

第46条 契約の相手方は、契約の内容の変更により契約金額が3分の2以上増減したとき、または横浜市の責めに帰すべき理由により契約を履行できない状態が相当の期間にわたるとき、その他横浜市が法令もしくはこの規則または契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるときは、契約を解除することができる。

第47条 市長は、必要があると認めるときは、第44条から前条までの規定にかかわらず、契約の相手方と協議して、契約の全部又は一部を解除することができる。

(第48条省略)

(違約金)

第49条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、
契約金額の10分の1に相当する額を違約金として徴収する。

- (1) 第44条の規定により契約が解除された場合
- (2) 契約の相手方がその債務の履行を拒否し、
又はその責めに帰すべき事由によって、債務
について履行不能となった場合

(第2項省略)

- 3 第1項の場合 (第44条第1項第2号の規定により契約が解除された場合を除く。)において、
第36条の規定により契約保証金等が納付されて
いるときは、当該契約保証金等を第1項の違
約金に充当することができる。

(第50条から第54条まで省略)

第2節 監督職員、検査職員、主任技
術者等

(第55条から第58条まで省略)

(現場代理人、主任技術者等)

第59条 請負人は、現場代理人を定め、契約で定め
る日までに、書面をもって、その氏名その他必
要な事項を市長に通知しなければならない。現
場代理人を変更したときも、同様とする。

2 現場代理人は、契約の履行に関し、工事現場に
常駐し、その運営及び取締りを行わなければな
らない。ただし、特に常駐する必要がないと市
長が認める場合は、この限りでない。

3 現場代理人は、契約に基づく請負人の一切の権
限(請負代金額の変更、請負代金の請求及び受
領、次条第1項の書面の受理、同条第2項の決
定及び通知並びに契約の解除に係る権限を除
く。)を行使することができる。

4 請負人は、前項の規定にかかわらず、自己の有
する権限のうち、これを現場代理人に委任せず
自ら行使しようとするものがあるときは、あら
かじめ、当該権限の内容を、書面をもって、市
長に通知しなければならない。

5 請負人は、建設業法(昭和24年法律第100号)
第26条第1項に規定する主任技術者(同条第2
項に規定する監理技術者を置かなければなら
ない工事については、監理技術者。以下「主任技

(第48条省略)

(違約金)

第49条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、
契約金額の10分の1に相当する額を違約金とし
て徴収する。

- (1) 契約の相手方の責めに帰すべき事由により
契約が解除された場合
- (2) 契約の相手方がその債務の履行を拒否し、
又はその責めに帰すべき事由によって、債務
について履行不能となった場合

(第2項省略)

- 3 第1項の場合において、第36条の規定により
契約保証金等が納付されているときは、当該契
約保証金等を第1項の違約金に充当することが
できる。ただし、契約で別の定めをしたときは
、この限りでない。

(第50条から第54条まで省略)

第2節 監督職員、検査職員等

(第55条から第58条まで省略)

第59条及び第60条 削除

術者」という。)及び同法第26条の2に規定する技術上の管理をつかさどる者(以下「専門技術者」という。)を定めたときは、契約で定める日までに、書面をもって、その氏名その他必要な事項を市長に通知しなければならない。主任技術者又は専門技術者を変更したときも、同様とする。

6 現場代理人、主任技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(工事関係者に対する措置請求)

第60条 監督職員等は、現場代理人がその職務(主任技術者または専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。)の執行が著しく不相当と認められるときは、請負人に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2 請負人は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受理した日から10日以内に、書面をもって、監督職員等に通知しなければならない。

3 監督職員等は、主任技術者または専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他請負人が工事を施行するために使用している下請負人、労働者等で、工事の施行または管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、請負人に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

4 請負人は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受理した日から10日以内に、書面をもって、監督職員等に通知しなければならない。

5 請負人は、監督職員等がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、市長に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

6 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受理した日から10日以内に、書面をもって、請負人に通知するものとする。

(第61条から第63条まで省略)

第64条 (第1項省略)

(第61条から第63条まで省略)

第64条 (第1項省略)

2 請負人は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に前条第2項の検査により発見することが困難であった隠れたかしがあり、使用に適当でないと認めるときは、直ちに、書面をもって、その旨を監督職員等に通知しなければならない。この場合においては、前条第4項、第5項及び第7項の規定を準用する。

(第3項から第5項まで省略)

(第65条から第81条まで省略)

(解除に伴う措置)

第82条 (第1項から第8項まで省略)

9 第5項前段及び第6項前段に規定する請負人の執るべき措置の期限、方法等については、契約の解除が、第44条及び第44条の2の規定に基づくときは市長が定め、第45条から第47条までの規定に基づくときは請負人が市長の意見を聴いて定めるものとし、第5項後段、第6項後段及び第7項に規定する請負人の執るべき措置の期限、方法等については、市長が請負人の意見を聴いて定めるものとする。

(かし担保)

第83条 市長は、工事目的物にかしがあるときは、書面をもって、請負人に対して当該かしの修補又は当該修補に代え、若しくは当該修補とともに損害の賠償を求めることができる。ただし、当該かしが重要でなく、かつ、当該修補に過分の費用を要するときは、市長は、当該修補を求めることができない。

2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第74条第4項又は第5項(第76条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡しの日から次に定める期間までに行うものとする。ただし、当該かしが請負人の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10年とする。

(1) 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、鉄骨造、組積造、土造その他これらに類するものによる建物その他の土地の工作物又は地盤 2年

(2) 舗装 1年

2 請負人は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に品名、数量、品質、規格又は性能に関して契約の内容に適合しないもの(前条第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。)があり、使用に適当でないと認めるときは、直ちに、書面をもって、その旨を監督職員等に通知しなければならない。この場合においては、前条第4項、第5項及び第7項の規定を準用する。

(第3項から第5項まで省略)

(第65条から第81条まで省略)

(解除に伴う措置)

第82条 (第1項から第8項まで省略)

9 第5項前段及び第6項前段に規定する請負人の執るべき措置の期限、方法等については、契約の解除が、請負人の責めに帰すべき事由によるものであるときは市長が定め、請負人の責めに帰することができない事由によるものであるときは請負人が市長の意見を聴いて定めるものとし、第5項後段、第6項後段及び第7項に規定する請負人の執るべき措置の期限、方法等については、市長が請負人の意見を聴いて定めるものとする。

第83条 削除

<p>(3) <u>前2号に定めるもの以外のもの 1年</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項の住宅新築請負契約に係る工事目的物に住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の</u> <u>かし（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）があるときは、修補又は損害補償の請求を行うことのできる期間は、10年とする。</u></p> <p>4 <u>前2項の規定にかかわらず、かし担保期間について設計図書で別段の定めをした場合は、その図書の定めるところによる。</u></p> <p>5 <u>市長は、工事目的物が第1項のかしにより滅失し、又はき損したときは、前3項に定める期間内で、かつ、市長がその滅失又はき損の事実を知った日から6箇月以内に第1項の権利を行使するものとする。</u></p> <p>6 <u>第1項の規定は、工事目的物のかしが支給材料の性質または監督職員等の指示により生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、請負人がその材料または指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。</u></p> <p>(第84条から第95条まで省略)</p> <p><u>(かし担保)</u></p> <p>第96条 <u>市長は、第92条の規定による所有権移転の日から1年間、契約の相手方に対して、書面をもって、物品のかしの修補又はその修補に代え、若しくはその修補とともに損害の賠償を請求することができる。</u></p> <p>2 <u>第83条第4項及び第5項の規定は、前項の場合に準用する。</u></p> <p>(第97条及び第98条省略)</p> <p>(引渡し)</p> <p>第99条 (第1項省略)</p> <p>2 <u>物品の売払い後は、横浜市は、当該物品のかしについて責めを負わない。</u></p> <p>(第100条から第103条の4まで省略)</p> <p>(役務の提供についての準用)</p> <p>第103条の5 <u>役務の提供については、第51条から第58条まで、第61条第1項から第4項まで、第</u></p>	<p>(第84条から第95条まで省略)</p> <p>第96条 <u>削除</u></p> <p>(第97条及び第98条省略)</p> <p>(引渡し)</p> <p>第99条 (第1項省略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(第100条から第103条の4まで省略)</p> <p>(役務の提供についての準用)</p> <p>第103条の5 <u>役務の提供については、第51条から第58条まで、第61条第1項から第4項まで、第</u></p>
--	--

63条、第64条、第66条第1項、第67条から第70条まで、第72条、第77条、第78条、第80条（第2項第12号及び第13号を除く。）、第82条（第2項後段を除く。）、第83条（第2項第2号及び第3項を除く。）及び第88条（第2項を除く。）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「請負人」とあるのは「契約の相手方」と、「工期」とあるのは「履行期間」と、「請負代金額」とあるのは「契約代金額」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(省略)		
<u>第54条第2項</u>	<u>次条に規定する監督職員等</u>	市長（第103条の5において読み替えて準用する次条第1項に規定する契約にあつては、同項に規定する監督職員等。次項及び第4項、第58条、第61条第2項及び第3項、第63条第2項、第64条第2項及び第5項、 <u>第67条第1項及び第2項並びに第83条第6項</u> において同じ。）
(省略)		
<u>第83条第1項</u>	<u>工事目的物</u>	<u>契約の履行の目的物</u>
<u>第83条第2項</u>	<u>第74条第4項又は第5項（第76条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による</u>	<u>契約の履行の目的物の</u>
<u>第83条第2項第1号</u>	<u>鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、鉄骨造、</u>	<u>工事又は製造の設計又は調査</u>

63条、第64条、第66条第1項、第67条から第70条まで、第72条、第77条、第78条、第80条（第2項第12号及び第13号を除く。）、第82条（第2項後段を除く。）及び第88条（第2項を除く。）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「請負人」とあるのは「契約の相手方」と、「工期」とあるのは「履行期間」と、「請負代金額」とあるのは「契約代金額」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(省略)		
<u>第54条第2項</u>	<u>次条に規定する監督職員等</u>	市長（第103条の5において読み替えて準用する次条第1項に規定する契約にあつては、同項に規定する監督職員等。次項及び第4項、第58条、第61条第2項及び第3項、第63条第2項、第64条第2項及び第5項並びに <u>第67条第1項及び第2項</u> において同じ。）
(省略)		
<u>(削除)</u>		

	<u>組積造、土造 その他これら に類するもの による建物そ 他の土地の 工作物又は地 盤</u>			
<u>第83条 第2項 第3号</u>	<u>前2号</u>	<u>前号</u>		
<u>第83条 第4項</u>	<u>前2項</u>	<u>前項</u>		
<u>第83条 第5項</u>	<u>工事目的物</u>	<u>契約の履行の目 的物</u>		
	<u>前3項</u>	<u>第2項及び前項</u>		
<u>第83条 第6項</u>	<u>工事目的物</u>	<u>契約の履行の目 的物</u>		
	<u>監督職員等</u>	<u>市長</u>		
(省略)				(省略)
(以下省略)				(以下省略)